

懲戒処分の実施状況

〔知事部局〕

	処分年月日	処分内容	被処分者	処分事由
1	R5.3.22	減給 10分の1 2箇月	中予地方局 一般職員 (30歳代・男性)	自転車で帰宅途中、松山市梅本町の歩道を同方向に進行していた前方の歩行者を発見するのが遅れ、後方から追突し、相手方に全治3か月以上を要する傷害を負わせた。
2	R5.3.22	戒告	東予地方局 一般職員 (20歳代・男性)	私用のため自家用車で東温市西岡付近を走行中、前方左右を注視せず、進路を適正に保持しないまま自車を対向車線上に進出させ、相手方車両と衝突し、相手方に全治3ヶ月未満2か月以上を要する傷害を負わせた。